

軽スポーツ教室

☎ 体育振興課 内線 2728

とき 5月9日～7月11日 毎週火曜日 10:00～11:30 計10回  
 ところ 市立富士体育館  
 内容 ニュースポーツ、ストレッチ体操、リズム体操  
 定員 70人  
 参加費 1,000円(保険料を含む)  
 申し込み 4月6日(木)の9:00～16:00に直接体育振興課へ  
 ※1人で2人以上の申し込みはできません。

8つの公民館(サービスコーナー)で

住民票、印鑑証明などの交付が受けられます

☎ 市民課 内線 2229

3～5月は市役所の窓口が住民異動などで非常に込み合います。最寄りの公民館(サービスコーナー)をご利用ください。  
 サービスコーナー  
 元吉原、吉永、大淵、鷹岡、富士、岩松、須津、天間の各公民館  
 取り扱う証明(印鑑をお忘れなく)  
 ◎市民課諸証明 ①住民票の写し②戸籍の謄・抄本③印鑑登録証明書④身分証明書⑤年金受給者の現況証明  
 ◎税関係諸証明 ①所得証明書②所得課税証明書③納税証明書④固定資産評価証明書⑤軽自動車税納税証明書 ※①～④は、現年度と前年度分に限ります。  
 取り扱い時間 9:00～16:00(土・日・祝日を除く)  
 ※原田公民館での諸証明の取扱いは、3月31日(金)をもって廃止になります。

さわやか健康体操教室

～ストレッチ体操、リズム体操、レクリエーション～

☎ 体育振興課 内線 2728

対象 市内在住で60歳以上の人 受講料 1,000円(保険料含む)  
 申し込み A地区は4月4日(火)、B地区は4月5日(水)の9:45～10:00に受講料を持参し各会場へ  
 ※応募者多数の場合は抽せん。1人で2人以上の申し込みはできません。また、1人1会場に限ります。

地区	会場	期間(計10回)	曜日	時間	定員
A地区	鷹岡公民館	5/8～7/10	月	9:30～10:30	各50人
				10:45～11:45	
	鷹岡市民プラザ	5/9～7/11	火	10:00～11:00	各35人
	天間公民館	5/10～7/12	水	10:00～11:00	
	元吉原公民館	5/8～7/10	月	9:30～10:30	
10:45～11:45					
須津公民館	5/11～7/13	木	10:00～11:00	各35人	
			9:30～10:30		
B地区	市立富士体育館	5/10～7/12	水	10:00～11:00	各60人
				9:30～10:30	
	富士見台公民館	5/12～7/14	金	10:45～11:45	50人
				10:00～11:00	
	広見公民館	5/11～7/13	木	10:00～11:00	各35人
				5/9～7/11	
田子浦公民館	5/12～7/14	金	9:30～10:30	各35人	
			10:45～11:45		
田子浦公民館	5/11～7/13	木	9:30～10:30	各35人	
			10:45～11:45		

花いっぱいのもちづくり

☎ みどりの課 内線 2667

●春期緑の募金運動にご協力を

みどりと環境美化を推進する富士市民の会では、町内会(区)単位での募金活動や緑と花の百科展での募金活動を行います。皆さんから集まった募金で富士山ろくにブナの苗木を植えています。ご協力をお願いします。

とき 4月1日～5月31日

●花壇コンクールに参加してみませんか

対象 学校花壇、一般花壇(事業所の花壇も参加できます)  
 審査 春と秋に現地で事前審査と本審査を行い、総合美、手入れ、景観について審査し賞を決定します  
 申し込み 4月7日までに直接みどりの課へ

富士山ろくにブナを植えてみませんか

とき 4月29日(土)(みどりの日) 8:30～14:30  
 ところ 富士山国有林内(市役所～富士山ろく山の村駐車場まで送迎バスあり。駐車場から会場まで徒歩約2km)  
 申し込み 4月3日～14日に直接または電話でみどりの課へ。申込者には後日詳細を連絡します

☎ みどりの課 内線 2667

介護保険コーナー ⑧

「介護保険 Q&A」

Q11. 介護保険の被保険者証はどのように届くのですか。

A11. 被保険者証は、すでに要支援・要介護認定の申請をして認定結果が出ている人から発行し、発送を開始しています。

3月中には65歳以上の人全員に被保険者証を発送します。ただし、現在、申請中の人については認定結果通知と同時発送となりますのでご注意ください。

4月以降の要支援・要介護認定の申請には被保険者証が必要になります。また、介護サービス計画にしたがってサービスを受ける際にも、被保険者証を持参して、手続きをしてください。

Q12. 要支援・要介護認定の申請中でも、介護サービスを受けられるのですか？

A12. 申請中であっても、介護サービスを受けることができます。

ただし、介護サービス費用の全額を自己負担していただくこととなります。

しかし、要支援・要介護認定は、申請日にさかのぼって効力が生じますので、認定結果で介護保険給付が必要と認められれば、償還払いになります。



介護保険課 内線 2309

E-メール: kaigo@city.fuji.shizuoka.jp